

週休2日制適用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）新旧対照表（令和5年10月改定）

改定（令和5年10月改定）	現行（令和5年4月）
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。週休2日制とは対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>（1）適用工事 現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。</p> <p>（2）現場閉所による週休2日</p> <p>ア 週休2日工事 4週8休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。なお、経費補正が認められるのは下記の3区分とする。</p> <p>（ア）4週6休 （イ）4週7休 （ウ）4週8休</p> <p>ウ 対象期間とは、 現場工事着手日から現場工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。</p> <p>イ 現場閉所とは、 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>エ 現場工事着手日とは、 現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。</p> <p>オ 現場工事完成日とは、 現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。</p> <p>カ 現場閉所率 現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数 ÷ （対象期間の日数－対象期間外の日数）</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 週休2日制とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>2 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。対象期間については、契約後、受発注者で協議して定めることとする。</p> <p>3 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>4 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>5 工事着手日とは、現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。</p> <p>6 工事完成日とは、現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。</p>

改定（令和5年10月改定）	現行（令和5年4月）
<p>(3) 週休2日交替制工事</p> <p>ア 週休2日 4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。なお、経費補正が認められるのは次の3区分とする。 (ア) 4週6休 (イ) 4週7休 (ウ) 4週8休</p> <p>イ 休日 対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。</p> <p>ウ 対象者 当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）すべての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。</p> <p>エ 対象期間 元請業者対象者が当該工事に従事した期間*をいう。 ※従事期間：元請業者は現場着手日から現場完成日までの期間、下請業者は施工体制台帳上の工期日数を基本とする。</p> <p>オ 休日率 休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ (対象期間の日数 - 対象期間外の日数)</p> <p>カ 平均休日率 平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数</p> <p>(4) 共通</p> <p>ア 対象期間外 (ア) 年末年始6日間、夏季休暇3日間 (イ) 工場製作のみを実施している期間 (ウ) 工事全体を一時中止している期間</p> <p>イ 4週6休 現場閉所率又は平均休日率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満のことをいう。</p> <p>ウ 4週7休 現場閉所率又は平均休日率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満のことをいう。</p> <p>エ 4週8休 現場閉所率又は平均休日率が28.5%（8日/28日）以上のことをいう。</p>	

改定（令和5年10月改定）	現行（令和5年4月）
<p>(試行対象工事)</p> <p>第3条 適用工事は、千葉県企業局水道事業が発注する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。</p> <p>また、営繕工事については、「千葉県営繕工事週休2日促進工事実施要領(県土整備部営繕課)」により試行するものとする。</p> <p>ア(1) 現場施工が1週間未満の工事</p> <p>イ(2) 緊急復旧工事（緊急隋架を行うような工事）適用工事に適さないと判断される工事</p> <p>1) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事</p> <p>2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事</p> <p>例①災害復旧工事 ②供用時期が公表され施工条件の制約が厳しい工事 等</p>	<p>(試行対象工事)</p> <p>第3条 適用工事は、千葉県企業局水道事業が発注する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。</p> <p>また、営繕工事については、「千葉県営繕工事週休2日促進工事実施要領(県土整備部営繕課)」により試行するものとする。</p> <p>(1) 現場施工が1週間未満の工事</p> <p>(2) 適用工事に適さないと判断される工事</p> <p>1) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事</p> <p>2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事</p> <p>例①災害復旧工事 ②供用時期が公表され施工条件の制約が厳しい工事 等</p>

改定（令和5年10月改定）	現行（令和5年4月）
<p>(実施方法)</p> <p>第4条 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙1のとおり記載すること。</p> <p>2 現場閉所による週休2日工事を原則とするが、昼夜間連続作業を行う工事等、現場閉所を行うことが明らかに困難な工事については、週休2日交替制工事とすることができる。なお、いずれの場合においても発注者指定型とする。</p> <p>3 現場閉所による週休2日工事として発注した場合において、受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができるものとする。</p> <p>4-2 発注者は、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。</p> <p>5-3 受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表をもとに、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有すること。</p> <p>6-4 受注者は、現場工事着手前に、現場工事着手日及び現場工事完成日を記した工事打合せ簿により、監督職員と対象期間について協議すること。</p> <p>また、対象期間内における現場閉所予定日がわかる工程表等（以下「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。</p> <p>5 受注者は、現場閉所を行う時は、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。</p> <p>① 工程表等で監督職員が事前に把握している場合</p> <p>② 官公庁の休日の場合</p> <p>7-6 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下のア④～オ⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。</p> <p>ア④ 工事工程の条件に変更が生じた場合</p> <p>イ② 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合</p> <p>ウ④ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>エ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>オ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>工期の変更を行った場合、受注者は対象期間について打合せ簿で再度対象期間について監督職員に協議する。</p>	<p>(実施方法)</p> <p>第4条 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙1のとおり記載すること。</p> <p>2 発注者は、公告時等に、工事工程表を添付すること。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。</p> <p>3 受注者は、工事契約後、発注者が示した工事工程表を基に、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有すること。</p> <p>4 受注者は、工事着手前に、工事着手日及び工事完成日を記した工事打合せ簿により、監督職員と対象期間について協議すること。</p> <p>また、対象期間内における現場閉所予定日がわかる工程表等（以下、「工程表等」という。）を監督職員に提出すること。</p> <p>5 受注者は、現場閉所を行う時は、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。</p> <p>① 工程表等で監督職員が事前に把握している場合</p> <p>② 官公庁の休日の場合</p> <p>6 工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。なお、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うこと。</p> <p>① 工事工程の条件に変更が生じた場合</p> <p>② 著しい悪天候により不稼働日が想定より多く発生した場合</p> <p>③ 工事一時中止により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合</p> <p>7 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙2）と併せて、チェックリスト（別紙3）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。</p> <p>8 受注者は、対象期間終了後速やかに、最終月の週休2日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。</p> <p>なお、工事完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により閉所の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。</p>

改定（令和5年10月改定）	現行（令和5年4月）
<p>8-9 受注者は、毎月の工事履行報告書（別紙2）と併せて、チェックリスト（別紙3）又は、休日確保状況チェックリスト（別紙6）を監督職員に提出すること。また、チェックリストの確認用に、現場閉所日や休日を確認できる書類（作業日報等）を監督職員に提示すること。</p> <p>9-10 受注者は、対象期間終了後速やかに、最終月の週休2日制の取り組みが確認できる工事履行報告書及びチェックリストを監督職員に提出すること。</p> <p>なお、現場工事完成日が工期期限に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により閉所の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき設計変更を行うものとする。</p>	

改定 (令和5年10月改定)	現行 (令和5年4月)																																																				
<p>(積算方法)</p> <p>第5条 発注者は、週休2日制の取り組み状況に応じて、次に掲げる補正係数を各経費等に乗じる。 発注時は4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。</p> <p>現場閉所による週休2日工事の補正</p> <table border="1" data-bbox="203 448 797 616"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週6休</th> <th>4週7休</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> </tr> </tbody> </table> <p>週休2日交替制工事の補正</p> <table border="1" data-bbox="203 647 797 748"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週6休</th> <th>4週7休</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費※</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>※主要職種51種及び局独自設定労務単価が対象 →4週6休とは、現場閉所率が21.4%以上25.0%未満をいう。 →4週7休とは、現場閉所率が25.0%以上28.5%未満をいう。 →4週8休以上とは、現場閉所率が28.5%以上をいう。</p> <p>2 市場単価方式について、現場の閉所状況に応じて、別紙5に示す補正係数に乗じるものとする。</p>		4週6休	4週7休	4週8休以上	労務費	1.01	1.03	1.05	機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04	共通仮設費率	1.02	1.03	1.04	現場管理費率	1.03	1.04	1.06		4週6休	4週7休	4週8休以上	労務費※	1.01	1.03	1.05	現場管理費率	1.01	1.02	1.03	<p>(積算方法)</p> <p>第5条 発注者は、週休2日制の取り組み状況に応じて、次に掲げる補正係数を各諸経費等に乗じる。 発注時は4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、その達成状況に応じ減額変更する。</p> <table border="1" data-bbox="1223 456 1944 632"> <thead> <tr> <th></th> <th>4週6休</th> <th>4週7休</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> <td>1.06</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 4週6休とは、現場閉所率が21.4%以上25.0%未満をいう。 4週7休とは、現場閉所率が25.0%以上28.5%未満をいう。 4週8休以上とは、現場閉所率が28.5%以上をいう。 <p>2 市場単価方式について、現場の閉所状況に応じて、別紙5に示す補正係数に乗じるものとする。</p>		4週6休	4週7休	4週8休以上	労務費	1.01	1.03	1.05	機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04	共通仮設費率	1.02	1.03	1.04	現場管理費率	1.03	1.04	1.06
	4週6休	4週7休	4週8休以上																																																		
労務費	1.01	1.03	1.05																																																		
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04																																																		
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04																																																		
現場管理費率	1.03	1.04	1.06																																																		
	4週6休	4週7休	4週8休以上																																																		
労務費※	1.01	1.03	1.05																																																		
現場管理費率	1.01	1.02	1.03																																																		
	4週6休	4週7休	4週8休以上																																																		
労務費	1.01	1.03	1.05																																																		
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04																																																		
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04																																																		
現場管理費率	1.03	1.04	1.06																																																		

改定（令和5年10月改定）	現行（令和5年4月）
<p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年8月11日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年10月15日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和5年10月27日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要領は、令和2年8月11日から施行する。</p> <p>この要領は、令和3年10月15日から施行する。</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</p>

改定（令和5年10月改定）	現行（令和5年4月）
<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>特記仕様書記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>（週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】）</p> <p>第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。</p> <p>2 受注者は、原則週休2日制で施工すること。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。</p> <p>3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。</p> <p>4 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（週休2日制適用工事【週休2日交替制工事】）</p> <p>第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。</p> <p>2 受注者は、週休2日交替制工事として取り組むこと。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。</p> <p>3 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。</p> </div>	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>特記仕様書記載例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（週休2日制適用工事）</p> <p>第〇条 本工事は、週休2日制適用工事である。</p> <p>2 受注者は、原則週休2日制で施工すること。なお、予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。</p> <p>3 週休2日制の実施にあたっては、「週休2日制適用工事試行要領（千葉県企業局水道事業）」に基づき行うこと。</p> </div>

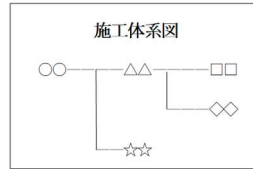
公衆が見やすい場所への明示例

・現場閉所による週休2日工事

【工事掲示板】

現場閉所による週休2日工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、**計画的に現場閉所を行うことで週休2日相当の休日確保**に取り組んでいます。



工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼付ける

施工体制台帳

建退協

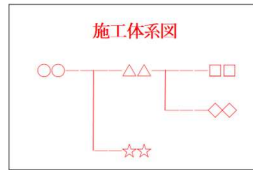
(A3サイズ相当)

・週休2日交替制工事

【工事掲示板】

週休2日交替制工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、**技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日相当の休日確保**に取り組んでいます。



工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼付ける

施工体制台帳

建退協

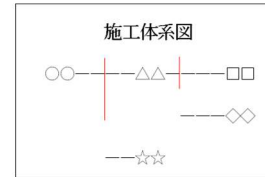
(A3サイズ相当)

公衆が見やすい場所への明示例

【工事掲示板】

週休2日制適用工事

この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、**週休2日**に取り組んでいます。



工事関係者や公衆が見てわかりやすい週休2日の計画表などを貼付ける

施工体制台帳

建退協

(A3サイズ相当)

